

新医第661号(業)
健 第 1919 号
令和2年3月6日

各医療機関の長 様

新潟県医師会長
新潟県福祉保健部長

新型コロナウイルス感染症対策における対応について

日頃より、新潟県の医療体制維持にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

2月29日に新型コロナウイルス感染症患者が発生し、その後に複数の感染者が判明しており、今後も感染者の発生が予想されるところです。

つきましては、指定医療機関や帰国者・接触者外来以外の医療機関において、患者診察の対応について、現時点の考え方をお示しいたします。

記

【医療機関において新型コロナウイルス感染症の患者を診察したと判明した場合】

院内の消毒については、通常の清掃に加えて、患者が触れる箇所をアルコール等の消毒を行えば十分と考えます。即座に医療機関を閉院する必要はありません。

また、診療や受付等の対面接触をしたスタッフにつきましては、最終接触後14日間の健康観察の対象になります。健康観察期間に発熱や感冒様症状が出てきた場合は、PCR検査をお願いする場合がありますので、管内の保健所の相談窓口にご一報ください。症状がなくてもPCR検査を希望される場合もご相談ください。

院内スタッフから発病や感染陽性者が出ない時点で、保健所からの就業制限は原則かけません。観察期間はサージカルマスク着用、こまめな手指衛生を厳重にお願いします。

当該感染症は、症状だけでは他の疾患との鑑別は容易ではありません。各医療機関におかれましては、院内スタッフの患者対応の際のマスク着用、こまめな手指衛生など標準予防策の実施について、十分にご留意ください。

問い合わせ

新潟県福祉保健部健康対策課 中山

TEL : 025-280-5200

FAX : 025-285-8757